三　次に掲げる振替国債又は振替地方債の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　法第五条の二第九項に規定する非課税区分又は同条第十項に規定する非課税区分において振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債　次に掲げる事項

(1)　当該振替国債又は振替地方債の銘柄及びその銘柄ごとの償還金の額

(2)　当該振替国債又は振替地方債の銘柄ごとの利子の支払年月日及びその利子の額

ロ　法第五条の二第九項に規定する課税区分又は同条第十項に規定する課税区分において振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債　次に掲げる事項

(1)　当該振替国債又は振替地方債の銘柄及びその銘柄ごとの償還金の額

(2)　当該振替国債又は振替地方債の銘柄ごとの利子の支払年月日及びその利子の額（法第五条の二第一項の規定の適用を受けている額に限る。）

(3)　当該振替国債又は振替地方債の銘柄ごとの利子の額（(2)に掲げる利子の額を除く。以下この号において同じ。）及びその利子の額につき源泉徴収をされる所得税の額

四　その他参考となるべき事項

36　適格口座管理機関の営業所等の長は、施行令第三条第四十二項の規定による通知を受けた場合には、当該通知に係る次の各号に掲げる事項が当該各号に定める事項と同じであるかどうかを確認しなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項　当該通知に係る法第五条の二第九項に規定する書類又は同条第十項に規定する書類の提出をした適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

二　前項第二号に掲げる事項　非課税適用申告書を提出した者の氏名又は名称（当該非課税適用申告書を提出した者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所等

三　振替国債又は振替地方債の銘柄及び支払期ごとの前項第三号イ(2)に規定する利子の額の合計額、同号ロ(2)に規定する利子の額の合計額及び同号ロ(3)に規定する利子の額の合計額　それぞれの合計額に対応する第十三項第三号に規定する利子の額、第十四項第三号に規定する利子の額及び同項第四号に規定する利子の額

37　施行令第三条第四十三項に規定する財務省令で定めるものは、第二十五項に規定する電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法とする。

38　適格口座管理機関は、その受けた施行令第三条第四十二項の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けた同項の規定による通知が同条第四十三項に規定する方法で行われた場合には同条第四十四項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

39　施行令第三条第四十四項に規定する財務省令で定めるものは、第二十五項に規定する入出力装置とする。

第三条の十八第十六項中「第三条第二十七項」を「第三条第二十六項」に、「次の各号に掲げる」を「特定振替機関等又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定振替機関等又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した」に、「当該各号に掲げる」を「当該」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十五項中「（同条第二十六項において準用する場合を含む。）」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第十四項中「第五条の二第十三項及び第十四項に」を「第五条の二第十四項及び第十五項に」に、「規定する振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「規定する非課税適用申告書」に改め、同項第一号中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、「又は第五項」を削り、「この項」の下に「、次項及び第三十六項」を加え、同項第二号中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「第五条の二第十三項及び第十四項」を「第五条の二第十四項及び第十五項」に改め、同項第三号イからハまでの規定中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同号ニ中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「第五条の二第十項又は第十一項」を「第五条の二第十一項」に改め、同項第五号中「第五条の二第十五項又は第十六項」を「第五条の二第二十一項又は第二十二項」に、「第十八項第一号」を「第四十項第一号」に改め、「特定振替機関等」の下に「又は適格外国仲介業者」を加え、「（当該振替国債又は振替地方債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けたものである場合には、当該適格外国仲介業者の名称を含む。）」を削り、同項第六号及び第七号中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同項を同条第二十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

23　非課税適用申告書を提出した者が特定振替機関等又は適格外国仲介業者から法第五条の二第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定を受けている場合には、次に定めるところによる。

一　法第五条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、同条第九項に規定する非課税区分口座又は同条第十項に規定する非課税区分口座の設定がされた年月日とする。

二　当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、前項第二号、第三号（ニを除く。）及び第四号に掲げる事項について、法第五条の二第九項に規定する非課税区分若しくは課税区分又は同条第十項に規定する非課税区分若しくは課税区分の別を明らかにしなければならない。

第三条の十八第十三項中「第五条の二第十項及び第十一項」を「第五条の二第十二項」に、「申告書に」を「申告書（以下この項、第二十八項及び第三十項において「異動申告書」という。）に」に改め、同項第一号中「申告書」を「異動申告書」に改め、同項第二号中「申告書」を「異動申告書」に、「第五条の二第十項又は第十一項」を「第五条の二第十二項」に改め、同項第三号中「申告書」を「異動申告書」に改め、同項第四号中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十二項中「前項第二号に掲げる」を「法人税法第百四十一条第四号に掲げる」に、「法人税法」を「同法」に、「第十項又は前項第二号」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十一項の次に次の八項を加える。

12　施行令第三条第十九項第二号ロ及び第二十項第二号ロに規定する財務省令で定めるものは、特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、当該通知をした者が特定振替機関等又は適格外国仲介業者であることを確認できる方法に限る。）とする。

13　法第五条の二第九項第一号及び第十項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五条の二第九項に規定する書類又は同条第十項に規定する書類を提出する特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地